

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

| | |
|------|------------------------|
| 所属名 | 商工労働観光部人づくり推進課人づくり推進担当 |
| 内線番号 | 4871 |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|--------|--|
| ① | 処分名 | 入校選考による入校許可 |
| ② | 法令名 | 京都府立高等技術専門校条例 |
| ③ | 法令番号 | 平成21年3月27日京都府条例第16号 |
| ④ | 根拠条項 | 第4条 |
| ⑤ | 処分権者 | 京都府知事(委任先:京都府立京都高等技術専門校長、京都府立陶工高等技術専門校長、京都府立福知山高等技術専門校長、京都府立京都障害者高等技術専門校長、京都府立城陽障害者高等技術専門校長) |
| ⑥ | 法令の定め | 第4条 高等技術専門校に入校しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 |
| ⑦ | 審査基準 | 学科試験等及び面接試験の結果を総合して入校者を選考する。 (※校や学科によって、試験科目は異なる。) |
| ⑧ | 経由機関名 | なし |
| ⑨ | 協議機関名 | なし |
| ⑩ | 標準処理期間 | (⑪合計期間) |
| | 経由期間 | — |
| | 協議機関 | — |
| | 当該処分機関 | 選考試験から合格発表まで概ね1週間 |
| ⑫ | 問合せ | 人づくり推進課人づくり推進担当(075-414-4871) |
| ⑬ | 備考 | |